

- 令和2年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告と納税・・・2月16日(火)～3月15日(月)
 - 令和2年分の贈与税の確定申告と納税・・・2月1日(月)～3月15日(月)
 - 令和2年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告と納税・・・3月31日(水)まで
- ※税務署の閉庁日(土・日・祝日)は相談及び受付は行っておりませんが、申告書は郵便や信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

◆ご自宅からのe-Tax・スマホ申告が便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すれば、多くの方が訪れる確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードとICカードリーダーライター又はマイナンバーカード対応のスマホを利用して申告書を提出できます。なお、事前に税務署でID・パスワード方式の手続(※)を行っていただければ、マイナンバーカードとICカードリーダーライター等をお持ちでない方でも、e-Taxをご利用できます。また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。

確定申告では、感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。
 ※ID・パスワードはお近くの税務署において5分程度で発行を受けられます。発行の際、税務署で職員と対面による本人確認(運転免許証などの顔写真付の本人確認書類)が必要です。

◆栃木税務署の確定申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です

令和2年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税並びに個人事業者の消費税及び地方消費税の申告相談及び申告書の受付を以下のとおり行います。

	税務署による申告相談	税理士会による申告無料相談
会 場	栃木商工会議所大ホール(栃木市片柳町2丁目1番46号)	
開設期間	2月16日(火)～3月15日(月)	2月16日(火)～3月11日(木)
受付時間	9時～16時	9時～16時

- ※土・日・祝日は開設していません。
- ※開設期間中は栃木税務署庁舎では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。
- ※申告会場では現金納付の窓口業務は行いません。
- ※栃木商工会議所への直接のお問合せはご遠慮ください。
- ※申告会場の駐車場は、混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。

【確定申告会場で実施する感染症対策】

新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開設します。確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「会場案内票」もしくは「入場整理券」が必要です。

なお、「会場案内票」は会場当日配付します。「入場整理券」は1月以降に事前発行します。(※入場整理券の詳細は、国税庁HPをご覧ください。)

会場案内票及び入場整理券の配布状況に応じて、後日の来場をお願いすることもありますので、ご来場いただく納税者の皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解を賜りますようお願いいたします。

◆職員によるマスク等の着用とこまめな換気・消毒

会場内ではマスク等の着用、こまめな換気・消毒などの対策を徹底しています。また、日頃から手洗いうがいの徹底や体調がすぐれない場合には相談に従事しないなどの対応をいたします。

◆会場入場の際に検温を実施しています

37.5度以上の発熱が認められる場合は、原則として入場をお断りさせていただきます。なお、発熱等の症状のある方や体調の優れない方は、無理をせず来場をお控えいただくようお願いいたします。

◆ご来場の際は、マスクを着用していただき、入口等でアルコール消毒液をご利用ください

◆ご来場の際は、できる限り少人数でお越しください

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年は、還付申告の方の申告相談を2月15日(月)以前でも受け付けております。

❖医療費控除に関する明細書の提出義務化【医療費控除を適用される方へ】

令和2年分以降は、医療費控除の明細書の作成・添付が必要となります。

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となりました。

なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

❖公的年金等受給者に係る確定申告不要制度【公的年金等を受給されている方へ】

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除（例えば、純損失や雑損失の繰越控除など）の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

❖消費税軽減税率への対応【消費税の確定申告をされる方へ】

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売上げや仕入れ等を税率（軽減税率8%・標準税率10%）ごとに区分して記帳するなどの経理（区分経理）を行った帳簿が必要となります。なお、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき、「課税取引金額計算表」の作成が必要となります。

また、消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには、区分経理に対応した帳簿や受け取った請求書などの書類を保存する必要があります。

❖還付金の受取方法

還付される税金があるときは、確定申告書の「還付される税金の受取場所」欄に、振込先金融機関名、預貯金の種別及び口座番号を正確に記載してください。なお、振込先の預貯金口座は申告者本人名義のものに限ります。

❖贈与税の確定申告と納税

申告書提出後に納付書等の送付によるお知らせはありませんので、ご注意ください。なお、贈与税額が10万円を超え、かつ期限内に納付ができない場合には、期限内に申請することにより担保を提供して5年以内の年賦で納める延納制度があります。この場合、所定の割合で利子税がかかります。

税理士会が行う還付申告無料税務相談

㊦ 2月3日(水)

所 税理士会栃木支部各会員事務所

対 所得金額300万円以下の給与所得者及び年金受給者で、少額の還付申告相談

※内容により料金がかかることもありますので、お申込みの際に税理士事務所にご確認ください。

※新型コロナウイルス感染症防止のため今回の相談は原則電話相談とさせていただきます。

問 税理士会栃木支部 ☎0282(24)4861

